

物品等供給契約競争入札結果等の公表要領

(平成 7 年 3 月 1 5 日財政局長決裁)

(平成 1 6 年 8 月 6 日契約室長決裁)

(平成 2 0 年 9 月 30 日契約室長決裁)

(平成 2 5 年 3 月 19 日契約室長決裁)

1 目 的

この要領は、本市が発注する物品等供給契約の競争入札及び随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するものを除く。）における入札又は契約結果等を公表するために必要な事項を定める。

2 入札日以前における公表

(1) 公表項目

区 分	公 表 項 目
指名競争入札	件名、納入場所等、入札日時

(2) 公表時期及び期間

指名通知の完了後速やかに公表し、期間は、入札結果又は契約結果を公表するまでの間とする。

(3) 公表場所

公表する場所は、契約担当課とする。

3 入札・随意契約結果の公表

(1) 公表項目

区 分	公 表 項 目
競 争 入 札	件名、納入場所等、入札日時、指名・参加業者名、各回入札金額、落札業者名
随 意 契 約	件名、納入場所等、契約の相手方、契約金額、契約締結日、随意契約理由

(2) 業務委託契約における公表項目

業務委託契約については、第 3 項第 1 号の公表項目とあわせて、予定価格を公表するものとする。

ただし、次に該当する場合の予定価格は非公表とする。

ア 特命随意契約で、継続性がある場合

イ 指名競争入札で、継続性があり、かつ対象業者が極めて少数で以後の入札において十分な競争原理が働かないおそれがある場合

ウ 公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある場合

(3) 最低制限価格を設定した契約案件における公表項目

最低制限価格を設定した契約については、第 3 項第 1 号及び第 2 号の公表項目とあわせて、最低制限価格を公表するものとする。

(4) 公表時期及び期間

入札終了後又は契約締結後速やかに公表し、期間は、入札した日又は契約を締結した日の翌日から 6 か月間とする。

(5) 公表場所

公表する場所は、契約担当課とする。

4 その他

(1) 政策随意契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法による契約を締結するときは、この要領に定める公表のほか、契約規則第20条の2に定める公表を行うものとする。

(2) ホームページによる公表

次の契約結果については、この要領に定める公表のほか、ホームページで公表するものとする。

ア 業務委託（工事に係る設計委託、測量委託、調査委託等を除く）に係る随意契約

(ア) 公表項目

件名、契約の相手方、契約金額、契約担当課、契約締結日、随意契約理由、予定価格（予定価格については、第3項第2号ただし書きに該当する場合は非公表とする。）

(イ) 公表時期及び期間

半期ごとに取りまとめて、契約結果をホームページに掲載するものとし、公表期間は掲載した日の翌日から1年間とする。

イ 技術監理局契約部契約課で行う入札及び随意契約

(ア) 公表項目

第3項第1号と同様。ただし、当分の間、随意契約に係る公表項目のうち納入場所等及び随意契約理由については、除外するものとする。

(イ) 公表時期及び期間

契約締結後速やかに契約結果をホームページに掲載するものとし、公表期間は掲載した日の翌日から1年間とする。

(3) 少額随意契約に係る公表

少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するもの）については公表を差し止めるものではないので、随時契約担当課で対応を行うこと。

付 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年8月9日から施行し、平成16年4月1日以降の入札及び契約から適用する。

付 則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日以降の入札及び契約から適用する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。